

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性及び独立性を向上させ、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの立場に立って、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

当社のコーポレート・ガバナンス(企業統治)体制としましては、監査役会制度を採用しており、取締役会及び監査役会が効率性並びに適法性のチェックに重点を置いた経営モニタリングを実施できる体制を維持することが、最も重要であると考えております。

また、内部統制システムは、経営の効率性、財務報告の信頼性及びコンプライアンスに重点をおいて構築を推進し、コーポレート・ガバナンスに関する取組みと相互に連携することで、それぞれの実効性を確保してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 補充原則1-2(4)

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後比率が高まった場合は議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)を進めてまいります。なお、招集通知の英訳は実施しております。

#### 補充原則3-1(2)

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後比率が高まった場合は英語での情報の開示・提供を進めてまいります。なお、招集通知の英訳は実施しております。

#### 補充原則4-1(3)

取締役候補指名及び最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)決定に関しては、社外役員を含む取締役会にて、適材適所の観点より総合的に検討を実施しています。

#### 補充原則4-8(1)

当社は、取締役会による独立且つ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、一定数の社外取締役を選任しております。この社外の意見を経営に生かすには、独立社外者のみの会合より取締役会以外で代表取締役等常勤役員と社外役員の会議を適宜開催することの方が有効であると考え、この場で社外役員からの多様な助言・提案等の情報を交換・共有することにより、相互の連携を図っております。

#### 補充原則4-8(2)

当社は、筆頭独立社外取締役を決定していませんが、社外の意見を経営に生かすため、取締役会に限らず代表取締役等常勤役員と社外役員の会議を適宜開催し、この場で社外取締役からの多様な助言・提案等の情報を交換・共有することにより、経営陣及び監査役会との連携を図っております。

#### 補充原則4-10(1)

当社は、取締役会による独立且つ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、一定数の社外取締役を選任しております。また、社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、取締役会に限らず代表取締役等常勤役員と社外役員の会議を適宜開催し、この場で社外取締役からの多様な助言・提案等の情報を交換・共有することにより、相互の連携を図っております。

#### 補充原則4-11(3)

各取締役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討しております。現在のところ評価方法等が定まっておらず、開示には至っておりません。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 原則1-4 いわゆる政策保有株式

##### 1. 政策保有株式の縮減に関する方針

当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要な株式については、保有していく方針です。

一方、取締役会は毎年、個別の政策保有株式について中長期的な経済合理性等を検証し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。

##### 2. 議決権の行使について適切な対応を確保するための基準

投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢、コーポレートガバナンスおよび社会的責任の観点から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断します。

これにより、当社の企業価値の向上、当社株主の中長期的な利益につながるものと考えております。

#### 原則1-7 関連当事者間の取引

当社が当社役員もしくは主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役に上程し、決議しています。なおこのとき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使できません。

#### 原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

#### 原則3-1 情報開示の充実

##### [1]. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営姿勢のあり方を明文化した「クレド(基本理念)」のもと、中長期的にめざす姿を開示しています。

これらは、当社ホームページ(URL: <http://http://www.elecom.co.jp/>)に記載しています。

##### [2]. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

##### [3]. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

###### 1) 方針

年俸により構成されています。会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。

そのうち特に賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しています。

###### 2) 手続

方針に基づき社長及び担当取締役が内容を検討し、取締役会が決議しています。

今後、必要に応じ、社外取締役をメンバーに含めた報酬案策定に関する会議等の設置を検討していきます。

##### [4]. 経営陣幹部選解任、取締役・監査役候補指名

###### 1) 方針

経営陣幹部選解任、取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。

また、監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しています。

###### 2) 手続

方針に基づき社長、担当取締役が内容を検討し、取締役会が決議しています。

今後、必要に応じ、社外取締役をメンバーに含めた選解任・指名案策定に関する会議等の設置を検討していきます。

##### [5]. 個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者および経歴等について、株主総会参考書類に記載しています。

#### 補充原則4-1(1)

取締役会規則および職務権限規程を制定し、取締役会自身として何を判断・決定するのかを明確化するとともに、その他については経営陣へ委任しています。経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっています。

#### 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しています。上場証券取引所の定める独立役員の資格及び当社内で定めた独立性判断基準を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しています。

#### 補充原則4-11(1)

取締役候補指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しています。

#### 補充原則4-11(2)

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。

#### 補充原則4-14(2)

取締役および監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しています。

取締役については、会社法および時々の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会を定期的実施し、また社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得および取締役の役割と責務の理解促進に努めています。

また、監査役については、必要に応じ、社外講習会や交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めています。

#### 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

1) 株主との対話は、財務・経営企画部門の担当役員が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけています。

2) 対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っています。

3) 個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や施設見学会などを実施しています。また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実をはかっています。

4) 対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配付などにより、取締役・経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用をはかっています。

5) 決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

**【大株主の状況】** 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
葉田 順治	11,137,000	25.40
有限会社サンス	6,300,000	14.37
株式会社ジャスティン	3,100,000	7.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,483,500	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,474,300	3.36
GOVERNMENT OF NORWAY	1,134,999	2.59
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	974,885	2.22
エレコム社員持株会	957,600	2.18
株式会社三菱UFJ銀行	936,000	2.13
THE CHASE MANHATTAN BANK	763,350	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無 <span style="background-color: #FFC000; padding: 2px;">更新</span>	
親会社の有無	なし

補足説明

**3. 企業属性**

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 <span style="background-color: #FFC000; padding: 2px;">更新</span>	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針****5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
勝川 恒平	他の会社の出身者													
池田 裕史	他の会社の出身者													
西澤 豊	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

勝川 恒平	京都大学イノベーションキャピタル株式会社 社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役 銀泉株式会社 特別顧問 DXアンテナ株式会社 取締役	同氏は、長年に亘り金融機関において業務執行に従事しており、企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を備えられています。この点から、社外取締役として経営全般に対して有益かつ適切な助言・提言等をいただくことが期待でき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献いただけるものと判断し、選任いたしました。 なお、同氏は平成19年6月まで、当社の取引銀行の1行である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、同行との取引は同行の一般的な契約に基づくものであり、社外取締役としての独立性に懸念される事項はないものと考えております。 また、同氏は当社の取引先の1社である銀泉株式会社の特別顧問を兼務しておりますが、取引金額は僅少であり、社外取締役としての独立性に懸念される事項はないものと考えております。
池田 裕史		同氏は、長年に亘り金融機関において業務執行に従事しており、企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を備えられています。この点から、社外取締役として経営全般に対して有益かつ適切な助言・提言等をいただくことが期待でき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献いただけるものと判断し、選任いたしました。 なお、同氏は平成26年4月まで、当社の取引銀行の1行である株式会社みずほ銀行及びその関連会社の業務執行者でありましたが、同行及びその関連会社との取引は一般的な契約に基づくものであり、社外取締役としての独立性に懸念される事項はないものと考えております。
西澤 豊		同氏は、長年に亘り金融機関ならびに複数の事業会社において業務執行に従事しており、企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を備えております。この点から、社外取締役として経営全般に対して有益かつ適切な助言・提言等をいただくことが期待でき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献いただけるものと判断し、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、主に四半期決算時及び決算時に必要に応じて会計監査に同席し、適時情報の共有化に努めております。また、定期的にヒアリングの機会を持ち、監査上の意見または情勢について報告を受けております。  
内部監査部門については、監査役は内部監査報告書を確認するとともに、往査に同行するなど、随時内部監査の状況を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
戸井田 俊光	他の会社の出身者													
田端 晃	弁護士													
岡 庄吾	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸井田 俊光		ロジテック株式会社 監査役 ロジテックINAsソリューションズ株式会社 監査役 ハギワラソリューションズ株式会社 監査役 ELECTECOM KOREA CO.,LTD. 監査役 エレコムヘルスケア株式会社 監査役 エレコムサポート&サービス株式会社 監査役 DXアンテナ株式会社 監査役 ディー・クルー・テクノロジーズ株式会社 監査役	同氏は、他の会社において取締役社長などを歴任していた経験により、社外監査役として適正な監査が期待でき、経営全般に対する監督機能を強化することが可能になると判断し、選任いたしました。 また、社外監査役でかつ常勤である同氏が、独立役員としてその実効性確保の観点から適任であると判断したため、独立役員に指定しております。
田端 晃		弁護士法人 田端総合法律事務所 代表社員 コーナン商事株式会社 社外取締役 株式会社関通 取締役(監査等委員)	同氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験を有していることから、社外監査役として適正な監査が期待でき、また法令遵守体制の構築にあたっての助言・提言をいただけるものと判断し、選任いたしました。
岡 庄吾		岡庄吾公認会計士事務所 所長 有限会社アイブレイン 代表取締役 岡庄吾税理士事務所 所長 監査法人だいち 代表社員 ネクストウェア株式会社 社外監査役	同氏は、公認会計士及び税理士として企業会計監査に関する豊富な経験及び財務・会計に関する専門的知見を備えております。この点から、社外監査役として適正な監査が期待でき、また内部統制システムの構築にあたっての助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足度を更に向上させることを目的とし、付与しております。なお、株式数及び行使時の払込金額については、権利付与後の調整をしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

第4新株予約権(平成30年6月27日定時株主総会決議)  
社内取締役5名、従業員174名及び子会社取締役4名、子会社従業員116名に対し、権利付与しております。(2020年6月30日現在)

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年3月期に取締役及び監査役に支払った報酬は次の通りです。  
取締役 10名 228百万円  
監査役 4名 17百万円 計 245百万円  
上記の内、社外役員(取締役4名、監査役4名)への支給額は39百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で承認された役員報酬の限度内で、過年度の報酬実績、業績及び個々の役割を勘案し、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役会で審議し、決定しております。  
尚、平成18年6月27日開催の定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額600百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役分が60百万円以内となっております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び監査役のサポートをおこなう専任の人員は配置しておりませんが、取締役会の事務局として業務統括部総務課に事務局を置き、また、監査役会の事務局として内部監査部門が補助的にそれぞれ対応しております。  
重要な事項が発生した場合は、取締役社長や業務統括部門担当取締役、その他関係各署より直接社外取締役および監査役に対し、報告、説明をおこなう体制となっております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

相談役・顧問制度を設けておりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 業務執行の状況

当社は取締役9名で構成する取締役会を原則毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、取締役のうち3名は会

社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者を選任しており、経営全般に対する経験・造詣が深いことから、広い視野に基づく経営意思決定と経営監視を可能なものとしております。取締役会での意思決定に基づき、各取締役が管掌する各部において業務を遂行しております。

## 2. 監査・監督の方法

当社は監査役会制度を採用し、3名(うち常勤1名)が経営のチェック機能の強化を進めております。これらの監査役は全て会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしており、うち2名は弁護士、公認会計士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施することでリスクマネジメント及びコンプライアンスならびにアカウンタビリティといった観点で、当社の企業倫理確立のための体制作りをしております。また、内部監査部門・監査法人とも緊密な連携を取り、内部統制状況・業務状況等の監査を行っております。

## 3. 業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な施策の内容等

当社は、法令遵守の徹底を図るため、全社横断的な組織として管理部門を管掌する取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ全体の法令遵守の状況を把握するとともに、必要に応じてその内容を取締役に報告し、業務の適正性確保に努めております。また、財務報告の適正性を確保するための体制の構築及び運営、並びに評価を行うため、管理部門を管掌する取締役を委員長とする内部統制推進委員会を設置し、必要に応じてその状況を監査役会及び取締役会に報告し、グループ全体の財務報告の適正性の確保に努めております。コンプライアンス委員会と内部統制推進委員会は常に連携し、互いに情報交換し、それぞれの機能においてこれらの情報を有効に活用する体制を整備しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。株主利益を確保する観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化とその強化を図るため、取締役9名で構成する取締役会と監査役3名で構成する監査役会が経営者たる取締役の業務執行を監視・監督する二重のチェック体制を取っております。

また、社外役員として、社外取締役が3名、社外監査役が3名就任し、より独立性の高い監視・監督の体制を整備しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より数日早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より数日前倒して実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類について英文での提供を行っております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間3回程度東京、大阪および名古屋にて開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回程度東京にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ( <a href="http://www.elecom.co.jp/">http://www.elecom.co.jp/</a> )においてIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部にIR担当者、業務統括部に情報開示担当者を置き、取締役会および主要な会議に出席し、重要な情報については随時、情報開示が実施できる体制をとっております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、本社において「ISO14001(環境マネジメントシステム)」の認証を取得し、地球環境保全との調和・両立を目指した健全な事業活動を推進しております。また、「地域の気候風土に適合した本来の自然林を未来に残し、その森林づくりの実践を通じて、地球温暖化防止などの環境保全活動に貢献する」という理念のもと、地域の皆様とともに自然林再生事業にも取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、「行動指針」において「正道を行く」ことを謳っており、誠実な経営を遂行する基盤を構築しております。ステークホルダーに対しても誠実な情報提供により信頼関係を構築していく所存です。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムについての基本的な考え方

当社では「内部統制システムの構築に関する基本方針」を平成18年5月に制定し、平成27年5月に下記のとおり改定いたしました。なお、必要に応じて随時改定を行っております。

#### 内部統制システムの構築に関する基本方針

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) クレド(経営の信条)及び行動指針で不正や反社会的行為を禁止しその浸透を図り、コンプライアンス規程を定めることで、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。
  - 2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進に努める。
  - 3) 外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて随時法律相談可能な体制を整える。
  - 4) 内部監査部門が定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行う。
  - 5) コンプライアンス体制の強化について継続的改善に努める。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 文書等の作成、保存(保存期間を含む)、管理(管理をする部署の指定を含む)等に関する基本的事項を文書管理規程によって定める。
  - 2) 稟議書等、会社が特に指定する個別文書等の作成、保存(保存期間を含む)、管理(管理をする部署の指定を含む)等に関する事項は個別に規程を制定し、これらを定める。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 法令違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。また、反社会的勢力等には毅然として対処し、一切関係を持たない。
  - 2) 事業の過程で発生する為替、債権回収、投資、情報漏洩及び与信等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制改定を推進する。
  - 3) 自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、その重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じるほか、当該リスクの発生に係る損害保険契約を締結する等、リスク発生時の経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じる。
  - 4) 新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 各取締役の管掌部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
  - 2) 職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
  - 3) 取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化及び手続き等の電子化を継続的に取組む。
- 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 関係会社管理を担当する部署を設置し、関係会社管理規程に基づき情報を共有化し、前記1～4の体制構築及び強化について指導を行う。
  - 2) 子会社に対しては、取締役または監査役のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。
  - 3) 金融商品取引法に基づき、エレコムグループの財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に検証し、その検証結果等を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置の可否、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。
- 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人は業務執行部門からの独立性に配慮し、当該人員の報酬または人事異動について、監査役と協議の上行うものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - 1) 原則として、取締役は監査役に直接報告し、使用人は当該使用人の職務を管掌する取締役を通じて監査役に報告するものとする。ただし、報告経路に不正行為の当事者がいる等、報告経路に支障がある場合はこの限りでない。
  - 2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を報告するものとする。
  - 3) 役職員の不正行為、法令・定款違反行為、またはこれらの行為が行われるおそれがある場合には、その旨を報告するものとする。
  - 4) 前号に従い監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。
- 監査役職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針  
監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については監査役の請求等に従い行うものとする。
- その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制  
監査役が、その職務を遂行するにあたり必要と認められた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための内部監査部門との連携についても、これを認める。

#### 内部統制システムの整備状況

当社では、健全で透明性の高い企業活動を継続するため、各種規程の整備と運用、的確な内部監査の実施に取組んでおります。

健全な企業活動の基本は、法令やルールの遵守、高い倫理観に基づいた行動であることの認識に立ち、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の充実・強化を図っております。

内部監査については、通常の業務執行部門とは独立した社長直轄の内部監査部門(1名)が、内部監査計画に基づき業務活動の合理性や効率

性、諸規程の適正性や妥当性を評価し、運営者への報告並びに改善提言を行っております。また、内部監査部門と監査役・監査法人との連携を密に実施することで、的確かつ効率的に課題を抽出することで、経営の自浄作用を促しております。(巻末模式図参照)

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、「反社会的勢力対応マニュアル」を平成18年5月に制定し、下記のとおり会社の基本姿勢を規定しております。

#### 会社の基本姿勢

会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはなりません。当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければなりません。

#### 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、会社の基本姿勢、日常業務での注意点、取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応等を役員および社員に周知させております。また、企業防衛対策協議会に加盟し、警察及び地域企業との連携を深め情報の共有を図っており、万一問題が発生した場合は専門家への相談と適切な対応が取れる体制を整備しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業経営および日常業務に関して、弁護士と顧問契約を締結し、コンプライアンス面からのアドバイスを受ける体制を取っております。またEY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結し、公正不偏の立場で監査を受けており、その過程で経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。

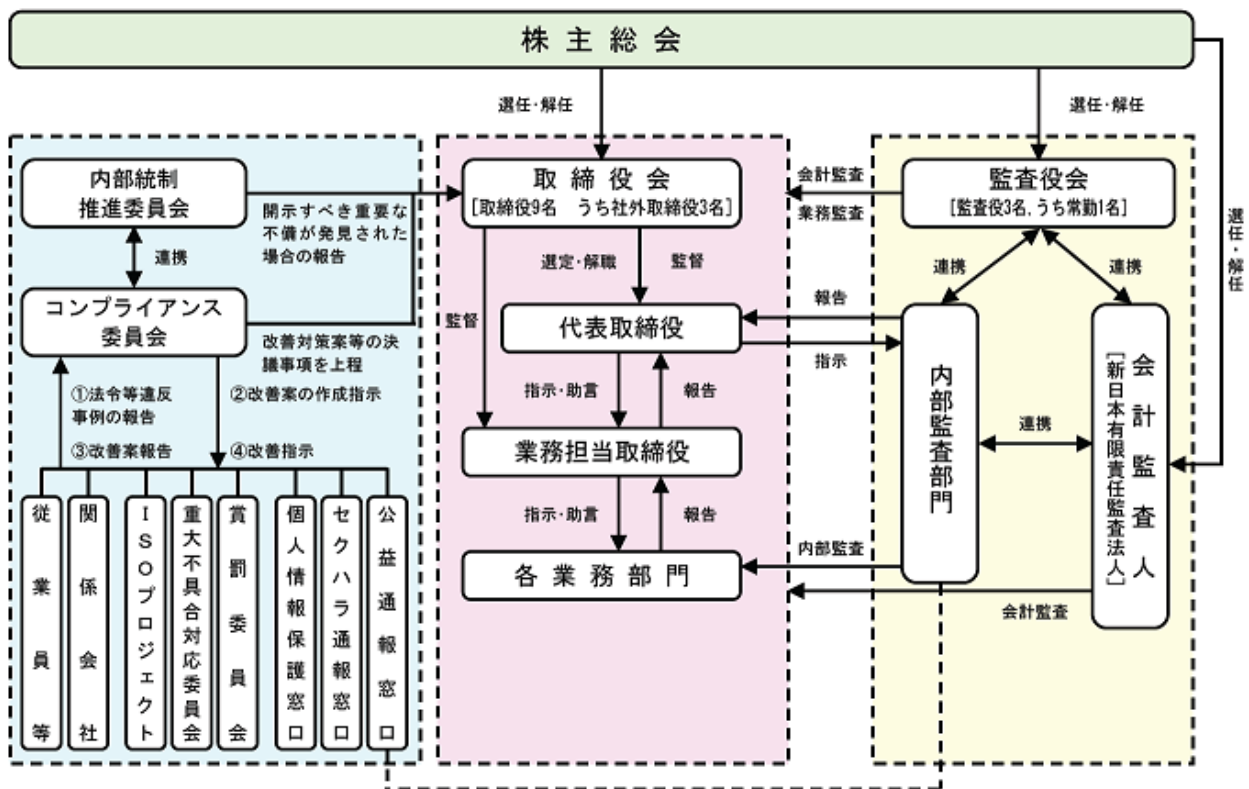
コーポレート・ガバナンス体制

内部統制システムの概要を含む「コーポレート・ガバナンス体制についての模式図」は、別紙をご参照ください。

適時開示体制の概要

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを認識し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう別紙「適時開示体制の模式図」に記載の体制を整備しております。

#### 【コーポレートガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の模式図】

